

取引所為替証拠金取引ルール

2021年5月

(アドバイスコース)

益茂証券株式会社

金融商品取引業者：北陸財務局長（金商）第12号

加入協会：一般社団法人 金融先物取引業協会・日本証券業協会

〒910-0006 福井県福井市中央3-5-1

TEL：0776-23-2830 FAX：0776-21-9666

Mail…fx365info@masumo.co.jp

Web…<https://www.masumo.co.jp/fx365/>

コールセンター：0120-283-743(平日9:00~17:30)

1. 取引所為替証拠金取引口座開設

(1) 口座開設基準

当社で取引所為替証拠金取引（以下「くりっく 365 取引」といいます。）の口座を開設されるには、以下の条件が必要となります。

a. 個人のお客様

- (1) 口座開設時に日本国内に居住する 25 歳以上 75 歳未満で行為能力を有すること。（学生は不可）
- (2) 満 75 歳以上のお客様は、当社が定める方（家族等）の同意を有すること。
- (3) 原則、職業を有していること。（職業を有していない場合は、取引証拠金預入限度額を申請すること）
- (4) 十分な金融資産があること（金融資産が 50 万円以上）。
- (5) 投資目的（リスク許容度）が「値上り益を積極追及」であること。
- (6) 日本証券業協会会員の金融商品取引業者（証券会社等）に勤務していないこと。
- (7) 日本証券業協会特別会員の登録金融機関（銀行・保険会社等）に勤務している場合、登録金融機関業務に従事していないこと。
- (8) 金融先物取引業協会の会員会社に勤務している場合、金融先物取引業務に従事していないこと。
- (9) 外国為替証拠金取引に関する内容、仕組み及びリスクについて十分理解し知識があること。
- (10) 「外為証拠金取引口座設定約諾書に準じた契約書」、「取引所為替証拠金取引に関する確認書」、「市場デリバティブ取引に係るご注意 および 取引所為替証拠金取引説明書」、「取引所為替証拠金取引約款」及び「取引所為替証拠金取引ルール」の内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任で取引することをご承諾いただけること。
- (11) 「重要事項のご確認」の事項を全て確認されていること。
- (12) 当社と電話や電子メール等で常時連絡が取れること。
- (13) 本取引にかかる報告書面の電磁的方法または郵送方法での交付に同意すること。
- (14) 個人情報保護法に準拠した個人情報の取り扱いに同意すること。
- (15) マネー・ロンダリング等の犯罪収益資金に係る取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本口座を使用しないこと。
- (16) その他お客様情報のご登録内容、審査事項に対するご回答内容など総合的に判断し、当社が適格であると認める方。

b. 法人のお客様

- (1) 日本国内に本店が登記されていること。
- (2) 資本金又はこれに相当する財産の額が 100 万円以上であること。且つ、十分な金融資産があること。
- (3) 投資目的（リスク許容度）が「値上り益を積極追及」であること。
- (4) 外国為替証拠金取引に関する内容、仕組み及びリスクについて十分理解し知識があること。
- (5) 「外為証拠金取引口座設定約諾書に準じた契約書」、「取引所為替証拠金取引に関する確認書」、「市場デリバティブ取引に係るご注意 および 取引所為替証拠金取引説明書」、「取引所為替証拠金取引約款」及び「取引所為替証拠金取引ルール」の内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任で取引することをご承諾いただけること。
- (6) 「重要事項のご確認」の事項を全て確認されていること。
- (7) 当社と電話や電子メール等で常時連絡が取れること。
- (8) 本取引にかかる報告書面の電磁的方法または郵送方法での交付に同意すること。
- (9) 口座開設に必要なお客様の法人情報及び取引責任者を正確にご登録いただけること（代表者を取引責任者とすることも可能です。）また、変更事項がある場合には必ず変更手続きを行っていただくこと。
- (10) 個人情報保護法に準拠した個人情報の取り扱いに同意すること。
- (11) マネー・ロンダリング等の犯罪収益資金に係る取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本口座を使用しないこと。
- (12) その他お客様情報のご登録内容、審査事項に対するご回答内容など総合的に判断し、当社が適格で

あると認める法人。

(2) 提出書類

a. 個人のお客様

- ・「取引所為替証拠金取引口座開設申込書（個人用） 兼 お客様カード 兼 取引所為替証拠金取引に関する確認書 兼 書面の電子交付に関する同意書」
- ・「為替証拠金取引口座設定約諾書に準じた契約書」
- ・「個人番号届出書（番号確認書類を含む）」
- ・「取引時確認書類（顔写真付証明書類の場合は1種類、顔写真なし証明書類の場合は2種類）」

b. 法人のお客様

- ・「取引所為替証拠金取引口座開設申込書（法人用） 兼 お客様カード 兼 取引所為替証拠金取引に関する確認書 兼 書面の電子交付に関する同意書」
- ・「為替証拠金取引口座設定約諾書に準じた契約書」
- ・「法人番号届出書（番号確認書類を含む）」
- ・「取引時確認書類（登記簿謄本・印鑑登録証明書等 各1通）」
- ・「取引担当者様の取引時確認書類（顔写真付証明書類の場合は1種類、顔写真なし証明書類の場合は2種類）」

(3) 口座開設までの流れ

- ① 「為替証拠金取引口座設定約諾書に準じた契約書」、「取引所為替証拠金取引に関する確認書」、「市場デリバティブ取引に係るご注意 および 取引所為替証拠金取引説明書」、「取引所為替証拠金取引約款」、「取引所為替証拠金取引ルール」及び「取引所為替証拠金取引に係る重要事項のご説明」の内容を十分にご理解ください。
- ② 口座開設のお申込の際には、必ず取引コースをご選択ください。
当社が提供する取引所為替証拠金取引の取引コースには、担当者が対面でお取引させて頂く「アドバイスコース」とお客様ご自身にて相場状況を判断しお取引いただく「セルフコース」がございます。ご選択いただく取引コースによって手数料は異なります。手数料につきましては、「市場デリバティブ取引に係るご注意 および 取引所為替証拠金取引説明書 別紙3 委託手数料について」又は当社 Web サイトをご確認ください。
- ③ 「2. 提出書類」に記載の書面をご提出ください。
- ④ 当社が必要と認めた場合には、電話等によるヒアリング審査を行います。
- ⑤ 審査を通過されたお客様には、口座開設完了通知書を簡易書留（転送不要）郵便でお届けします。
※ 審査にあたり確認のため当社からご連絡させていただく場合がございます。また、口座開設基準を満たしていても社内審査によりご希望に副えないことがあります。当社はその理由について開示いたしませんので、ご了承ください。

(4) 取引コースの変更

取引所為替証拠金取引口座を開設された後に、「アドバイスコース」から「セルフコース」への変更が可能となっております、手続方法は以下のとおりです。

① 申込基準

- ・申込時点において、建玉及び発注中の注文があっても変更可能ですが、変更適応日は、申込受付日からの翌営業日以降となります。

② 申込方法等

- ・当社所定の書面にてお申込みください。
- ・お申込み後、社内審査を通過されたお客様は、取引コースの変更手続きを行います。
- ※ 取引コースの変更を行った場合、ロスカット基準値及びアラート基準値は、取引コース変更前の設定値が引き継がれます。また、それぞれコースの手数料率が適応されますので、ご注意ください。

手数料は、「市場デリバティブ取引に係るご注意 および 取引所為替証拠金取引説明書 別紙3 委託手数料について」又は当社 Web サイトをご確認ください。

(5) 注文発注方法の変更

アドバイスコースの方が、お客様の情報端末機器にてご自身でご注文を発注することが可能です。その場合、事前に本取引にかかる報告書面の電磁的方法での交付に同意し、かつメールアドレスの登録が必須となります。また、その場合、手数料は変更されますのでご注意ください。手数料は、「市場デリバティブ取引に係るご注意 および 取引所為替証拠金取引説明書 別紙3 委託手数料について」又は当社 Web サイトをご確認ください。

2. 取引所為替証拠金取引における基本的事項

- (1) 当社への振込先金融機関口座は、口座開設完了通知書の発送時にあわせてご案内いたします。当該振込先金融機関口座は、取引所為替証拠金取引専用口座となっており、当社のその他の取引に係る振込先金融機関口座とは異なります。
当社のその他の取引口座との資金の振替は可能です。詳しくは、担当者までご連絡ください。
- (2) 当社では、証拠金は現金のみ取扱います。代用有価証券での差入れは承っておりませんので予めご了承ください。
- (3) 最終建玉決済日（取引所為替証拠金取引口座開設後、全く取引がない状態も同様とします。）から当社が定める期間を経過しますと、取引所為替証拠金取引口座は閉鎖される場合があります。なお、取引所為替証拠金取引口座が閉鎖されますと、再度、取引所為替証拠金取引を行う場合には、新規に取引所為替証拠金取引口座をお申込みされる場合と同じお手続きが必要となります。

3. 取引通貨、取引単位

取引所為替証拠金取引における取引通貨ペア及び取引単位は次のとおりです。

取引通貨ペア	取引単位	呼び値の最小変動幅	基準価格に対する 注文入力可能値幅	1注文あたり発注上限枚数
米ドル/日本円	10,000 米ドル	0.005 (50円)	± 3.000円	500枚
ユーロ/日本円	10,000 ユーロ	0.005 (50円)	± 4.000円	500枚
英ポンド/日本円	10,000 英ポンド	0.01 (100円)	± 5.00円	500枚
豪ドル/日本円	10,000 豪ドル	0.005 (50円)	± 3.000円	500枚
スイスフラン/日本円	10,000 スイスフラン	0.01 (100円)	± 3.00円	500枚
カナダドル/日本円	10,000 カナダドル	0.01 (100円)	± 3.00円	500枚
NZドル/日本円	10,000 NZドル	0.01 (100円)	± 3.00円	500枚
南アフリカランド/日本円	100,000 南アフリカランド	0.005 (500円)	± 0.700円	300枚
トルコリラ/日本円	10,000 トルコリラ	0.01 (100円)	± 1.80円	300枚
ノルウェークローネ/日本円	100,000 ノルウェークローネ	0.005 (500円)	± 0.700円	300枚
香港ドル/日本円	100,000 香港ドル	0.005 (500円)	± 0.500円	300枚
スウェーデンクローナ/日本円	100,000 スウェーデンクローナ	0.005 (500円)	± 0.600円	300枚
メキシコペソ/日本円	100,000 メキシコペソ	0.005 (500円)	± 0.300円	300枚
ポーランドズロチ/日本円	10,000 ポーランドズロチ	0.01 (100円)	± 1.60円	300枚
ユーロ/米ドル	10,000 ユーロ	0.0001 (1米ドル)	± 0.0400米ドル	500枚
英ポンド/米ドル	10,000 英ポンド	0.0001 (1米ドル)	± 0.0500米ドル	300枚
英ポンド/スイスフラン	10,000 英ポンド	0.0001 (1スイスフラン)	± 0.0500スイスフラン	300枚
米ドル/スイスフラン	10,000 米ドル	0.0001 (1スイスフラン)	± 0.0300スイスフラン	300枚
米ドル/カナダドル	10,000 米ドル	0.0001 (1カナダドル)	± 0.0300カナダドル	300枚
豪ドル/米ドル	10,000 豪ドル	0.0001 (1米ドル)	± 0.0300米ドル	300枚
ユーロ/スイスフラン	10,000 ユーロ	0.0001 (1スイスフラン)	± 0.0400スイスフラン	300枚

ユーロ/英ポンド	10,000 ユーロ	0.0001 (1英ポンド)	± 0.0400 英ポンド	300 枚
NZドル/米ドル	10,000 NZドル	0.0001 (1米ドル)	± 0.0300 米ドル	300 枚
ユーロ/豪ドル	10,000 ユーロ	0.0001 (1豪ドル)	± 0.0400 豪ドル	300 枚
英ポンド/豪ドル	10,000 英ポンド	0.0001 (1豪ドル)	± 0.0500 豪ドル	300 枚
米ドル/日本円 (ラージ)	100,000 米ドル	0.001 (100円)	± 3.000円	50 枚
ユーロ/日本円 (ラージ)	100,000 ユーロ	0.001 (100円)	± 4.000円	50 枚
英ポンド/日本円 (ラージ)	100,000 英ポンド	0.001 (100円)	± 5.000円	50 枚
豪ドル/日本円 (ラージ)	100,000 豪ドル	0.001 (100円)	± 3.000円	50 枚
ユーロ/米ドル (ラージ)	100,000 ユーロ	0.0001 (10米ドル)	± 0.0400 米ドル	50 枚

※ 中国人民元/日本円、インドルピー/日本円及び韓国ウォン/日本円は、上場が休止されております。

※ 対象となる取引通貨ペアが同一でもラージに係るものとそれ以外のものでは、清算価格、スワップポイント、証拠金基準額は、別々に算出されますのでご注意ください。

※ 基準価格は原則として、マーケットメイカーが提示する最良の呼び値の仲値です。

※ 「基準価格に対する注文入力可能値幅」は、誤入力防止の観点から基準価格より大幅に乖離する価格での注文を制限する仕組みで、お客様にとって不利な上表の注文入力可能値幅を超える注文は失効となります。

※ 「基準価格に対する注文入力可能値幅」は、相場の急激な変動等が発生した場合には変更となる可能性があります。

※ 基準価格は必ずしも相場の実勢水準を保証するものではありません。また、注文入力可能値幅による誤入力防止策は、あくまでも注文入力可能値幅を超過した価格での誤入力のみを防止するもので、全ての誤入力を防止できるものではありません。従って注文を発注される際は、自己責任の下、注文内容を事前に十分ご確認ください。

4. 注文

(1) 注文の種類及び執行条件

① 取引所為替証拠金取引における注文の種類は次のとおりです。

注文の種類	詳細
単一注文	一般的な注文方法で、「通貨ペア」、「数量」、「売・買の別」、「執行条件」及び「有効期限」等を指定して発注する注文方法です。
IfDone 注文	原注文 (If 注文) が成立すると、自動的に予約注文 (Done 注文) が発注される注文方法です。
OCO 注文	「one cancel the other order」の略で、二つの注文で一組の注文となり、一方の注文が成立したらもう一方の注文は自動的に取消となる注文方法です。
IfDoneOCO 注文	「IfDone 注文」と「OCO 注文」を組合せた注文方法で、If 注文が成立した場合に有効となる Done 注文を OCO 注文で発注する注文方法です。
ストリーミング注文	発注する際に提示されているレート (提示レート) で取引を成立させる注文方法です。但し、相場の変動等により取引が成立せず、注文が失効となる場合があります。ストリーミング注文は、発注の際に確認画面が表示されませんので十分ご注意ください。
連続注文	取引が成立していない注文に対し、当該注文 (親注文) に紐付ける単一又は OCO の注文 (子注文) を複数入力することが可能な注文方法です。子注文は、親注文が成立するまでの間は待機注文として取扱われ取引が成立すると自動的に発注されます。

② 取引所為替証拠金取引における執行条件は次のとおりです。

執行条件	詳細
成行	価格を指定せず発注した際に取引されているレート (取引レート) で取引を成立させ

	る執行条件です。相場変動等により、発注する際の提示レートと取引が成立したレート（約定レート）が異なる場合があります。
指値	指定された価格又は、それより有利な価格で取引を成立させる執行条件です。
トリガ	現在保有している建玉に対して損失を限定したいときなどに用いる執行条件です。指定した価格（トリガ価格）に達したとき、執行条件を成行として発注します。買注文の場合、取引レートよりも高い価格を、売注文の場合、取引レートよりも低い価格を指定します。
トレール	執行条件がトリガの場合にトレール値幅の指定が可能です。発注時に指定したトリガ価格と相場の変動に応じて変動するトレール値幅を考慮したトリガ価格のいずれかに達したとき、執行条件を成行として発注します。なお、具体的には取引レートが以下の価格に達したときに発注されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・買注文の場合：発注時から現在までの安値にトレール値幅を加えた価格と指定したトリガ価格のいずれか低い価格 ・売注文の場合：発注時から現在までの高値にトレール値幅を差引いた価格と指定したトリガ価格のいずれか高い価格
トリガ（指値）	上記トリガと同様に損失を限定したいときなどに用いる執行条件です。トリガ価格と指値価格を指定し、トリガ価格に達したとき、執行条件を指値として発注します。

（２）注文の有効期限

注文の有効期限は当日、週末、日時指定、無期限の４種類です。無期限は、約定が成立するまで若しくは注文を取消すまで有効です。また、執行条件がトリガ（指値）の場合、指定可能な有効期限は当日又は週末のみとなります。

（３）取引時間

取引所為替証拠金取引の取引時間は原則次のとおりです。

【中国人民币/日本円、インドルピー/日本円及び韓国ウォン/日本円取引以外】

		プレオープン時間帯	付合せ時間帯
通常時	月曜日	6:10 ~ 7:10	7:10 ~ 翌 6:55
	火曜日～木曜日	7:45 ~ 7:55	7:55 ~ 翌 6:55
	金曜日		7:55 ~ 翌 6:00
サマータイム適用時	月曜日	6:10 ~ 7:10	7:10 ~ 翌 5:55
	火曜日～木曜日	6:45 ~ 6:55	6:55 ~ 翌 5:55
	金曜日		6:55 ~ 翌 5:00

【中国人民币/日本円取引】

		プレオープン時間帯	付合せ時間帯
通常時	月曜日～木曜日	10:20 ~ 10:30	10:30 ~ 翌 6:25
	金曜日		10:30 ~ 翌 5:30
サマータイム適用時	月曜日～木曜日	10:20 ~ 10:30	10:30 ~ 翌 5:25
	金曜日		10:30 ~ 翌 4:30

【インドルピー/日本円取引】

		プレオープン時間帯	付合せ時間帯
通常時	月曜日～木曜日	12:20 ~ 12:30	12:30 ~ 翌 6:25
	金曜日		12:30 ~ 翌 5:30

サマータイム適用時	月曜日～木曜日	12:20～12:30	12:30～翌5:25
	金曜日		12:30～翌4:30

【韓国ウォン/日本円取引】

		プレオープン時間帯	付合せ時間帯
通常時	月曜日～木曜日	8:50～9:00	9:00～翌6:25
	金曜日		9:00～翌5:30
サマータイム適用時	月曜日～木曜日	8:50～9:00	9:00～翌5:25
	金曜日		9:00～翌4:30

※ クロスカレンシー取引は、付合せ終了時刻が 30 分繰上げられます。

※ プレオープン時間帯は、発注は可能ですが、約定はいたしません。

※ サマータイム期間（米国ニューヨーク州のサマータイムを適用）は3月第二日曜日～11月第一日曜日となります。

※ 取引時間は東京金融取引所が定めており、臨時に変更される場合があります。

※ 土曜日 7:55（サマータイム期間は 6:55）～24:00 及び日曜日 6:00 以降は予約注文を受付いたしません。但し、システムメンテナンス等により、変更となる場合がございます。

※ 建玉整理の注文入力締切時刻は、対日本円取引、クロスカレンシー取引それぞれの付合せ終了時刻の 15 分前となります。

（４）取引日・受渡日

① 取引日

取引日は、東京金融取引所が定めており、プレオープン時間帯の開始時からこれに続く付合せ時間帯の終了時までを一取引日とし、プレオープン時間帯の開始時の属する暦日となります。

② 受渡日

受渡日は、取引日の翌々営業日（中国人民元、インドルピー及び韓国ウォンの対日本円取引は取引日の7営業日後）となります。但し、海外の祝日など日本の営業日と異なる場合には、前後することがあります。

5. 建玉上限

法人のお客様については、1,000 枚を上限とします。また、建玉上限は MAX 方式を採用しており、買建玉と売建玉のいずれが多い建玉数量が建玉上限の対象となります。なお、個人のお客様については、上限を設けておりません。

6. 証拠金

（１）証拠金の前受け

取引所為替証拠金取引は完全前受制です。新規建は「発注可能額」の範囲内とし、決済は建玉の範囲内とします。

必要証拠金の拘束は建玉と注文の両方に対して行われます。

決済注文は、決済することで余力が不足する場合であっても決済可能です。また、取引所為替証拠金取引で差入れ又は預託していただく証拠金は全額現金のみとさせていただきます。代用有価証券での差入れ又は預託は承っておりませんので予めご了承ください。

（２）発注証拠金額

発注証拠金額とは、注文が成立していない発注中の注文に対し必要な証拠金額です。取引単位あたりの発注証拠金額は、後記「（３）証拠金基準額」にお客様が選択された 2.5 倍率に応じた所要額を加えた額となります。

（３）証拠金基準額

証拠金基準額とは、東京金融取引所が定める建玉を維持するために最低限必要となる取引単位あたりの証拠金額です。

証拠金基準額は東京金融取引所において以下のとおり算出されます。なお、適用となる証拠金基準額

は、当社までご連絡いただくか、当社 Web サイトでご確認ください。

① 算定基準日

週の最終の取引日

② 算出の方法

【個人のお客様】

取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額の 4%に相当する円価額又は想定元本金額にその時々の相場変動に基づいて東京金融取引所が算出した比率を乗じて得た円価額のうちいずれか大きい方の円価額。

【法人のお客様】

取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額にその時々の相場変動に基づいて東京金融取引所が算出した比率を乗じて得た円価額。

※ 計算の結果、10円未満の端数が生じた場合、切上げとなります。

③ 適用期間

算定基準日の属する週の翌々週の最初の取引日から最終の取引日

(4) 取引コースのレバレッジ

取引所為替証拠金取引における取引コースのレバレッジは、以下のとおりとなります。

- ① 個人向け : アドバイスコース・セルフコースともに、最大レバレッジ 2.5 倍のレバレッジの取引コースとなっています。
- ② 法人向け : アドバイスコース・セルフコースともに、法人レバレッジが適用された取引コースとなっています。

(5) 証拠金と維持率の計算について

証拠金は、現金（円貨）のみお預りいたします。代用有価証券や外貨でのお預りはいたしません。

(1) 証拠金預託額	預託されている証拠金の総額（当日入金額を含みます） ※ 決済損等により証拠金預託額がマイナスになる場合がありますのでご注意ください。
(2) 有効証拠金額	証拠金状況を計算するための基準となる金額 ■クロスカレンシー以外の商品 (1) + (7) + (8) + (9) - (14) ■クロスカレンシー商品 (1) + (7) (注) + (8) (注) + (9) (注) - (14) 注：円換算後の金額となります。 円換算後金額（小数第 1 位四捨五入）＝外貨金額 × 基準価格
(3) 発注可能額	発注可能な金額 (2) - (11) - (13) ※ 取引終了後の値洗い時点で発注可能額がマイナスとなった場合、発注中の注文（オートネットティングの決済相当注文を含む決済注文を除く）は取消されます。
(4) 出金可能額	出金可能な金額 以下の①又は②の計算式で算出される金額のいずれか小さい額 ① (1) - (10) - (14) ② (1) + (7) + (8) + (9) - (10) - (11) - (13) - (14) 但し、(7) + (8) > 0 の場合は加算しない。
(5) 有効比率	(2) ÷ (11) × 100
(6) 前日証拠金不足額	前取引日終了後の値洗い時点での証拠金不足額
(7) 評価損益相当額	未決済建玉の時価によって計算された現時点での評価損益
(8) スワップポイント相当額	前取引日終了後の値洗い時点でのスワップポイントの累計額

(9) 決済損益予定額	反対売買が成立し確定した損益のうち決済日を迎えていない金額
(10) 出金指示額	出金依頼があった金額(処理完了になっていないもの)※取引終了後の値洗いの時点で、出金可能額が出金指示額を下回った場合には、出金可能額の範囲内で出金されますのでご注意ください。
(11) 必要証拠金額	保有している建玉におけるロスカット及びアラートの判定基準となる金額 必要証拠金額は以下の計算式により算出します。 ①個人向け：アドバイスコース・セルフコース ・(証拠金基準額×25倍÷レバレッジ倍率数値)(注1)×建玉数量(注2) ②法人向け：アドバイスコース・セルフコース ・証拠金基準額×建玉数量(注2) 注1：10円未満切上げ 注2：買建玉と売建玉のいずれか多い建玉数量
(12) 証拠金基準額の合計	保有している建玉を維持するために必要な金額(証拠金不足の判定基準額) 以下の計算式により算出します。 ・証拠金基準額×建玉数量(注) 注：買建玉と売建玉のいずれか多い建玉数量
(13) 発注証拠金額	注文が成立していない発注中の注文に対し必要な証拠金額 発注証拠金額は以下の計算式により算出します。 ①個人向け：アドバイスコース・セルフコース ・(証拠金基準額×25倍÷レバレッジ倍率数値)(注)×注文数量 注：10円未満切上げ ②法人向け：アドバイスコース・セルフコース ・証拠金基準額×注文数量 ■ 執行条件つき注文の発注証拠金額は、以下のとおり計算対象が異なりますので ご注意ください。 ・IfDone 注文 If 注文と Done 注文のうち、新規注文数量を発注証拠金計算の対象とする。 ・OCO 注文 OCO 1 注文の注文数量を発注証拠金計算の対象とする。 ・IfDone OCO 注文 If 注文と Done OCO 1 注文のうち、新規注文数量を発注証拠金計算の対象とする。 ■ 発注中の注文に必要な発注証拠金額は、決済方法及び保有建玉の状態に応じて 以下の①か②のいずれか大きい額が必要となります。また、以下の計算式の発 注証拠金とは、一取引単位あたりの発注に必要な金額です。 (1) 決済方法がオートネットティングの場合 ・買建玉がある場合 ① 買注文数量×発注証拠金 ② (売注文数量－買建玉残高×2)×発注証拠金 ・売建玉がある場合 ① 売注文数量×発注証拠金 ② (買注文数量－売建玉残高×2)×発注証拠金 ・建玉がない場合 ① 買注文数量×発注証拠金 ② 売注文数量×発注証拠金 (2) 決済方法が決済指定の場合(新規注文時)

	① (売建玉数量+売注文総数量) × 発注証拠金－必要証拠金額 ② (買建玉数量+買注文総数量) × 発注証拠金－必要証拠金額	
(14) 未払手数料	当日の取引において発生した手数料と、前日以前の取引において未払いとなっている手数料の合計額。当日の取引終了時に入金可能額がある場合、証拠金預託額から徴収いたします。	
(15) 手数料未収金額	前取引日までの未払手数料の合計 (取引手数料は翌取引日に証拠金預託額から徴収いたします。)	
(16) アラート基準値	個人向け：アドバイスコース・セルフコース	130%、150%、160%、170%、180%、 200%、230%、250%
	法人向け：アドバイスコース・セルフコース	130%、150%、160%、170%、180%、 200%、230%、250%
(17) ロスカット基準値	個人向け：アドバイスコース・セルフコース	100%、110%、120%、130%、140%、 150%、180%、200%
	法人向け：アドバイスコース・セルフコース	100%、110%、120%、130%、140%、 150%、180%、200%

※ 有効比率がアラート基準値又はロスカット基準値に達した際及び証拠金不足が発生した際は、電話またはメール等でお知らせいたします。

7. 証拠金不足等

(1) 一日の取引終了後に値洗いをを行い、有効証拠金額が証拠金基準額の合計を下回った場合、証拠金不足となり不足額以上の入金が必要となります。当社での証拠金不足発生時の取扱いは次のとおりです。

① 入金期限

証拠金不足の対象となる取引日の翌取引日の 15:00 となります。翌取引日が日本の銀行休業日にあたる場合は、翌々取引日に繰延べます (以降、同様に繰延べます。)

② 期限内に入金されない場合の取扱い

17:00 以降にお客様へ事前に通知することなく、お客様の口座における全ての建玉につき、お客様の計算において当社の任意で決済 (強制決済) いたします。なお、強制決済を行う際、取引時間外となっている通貨ペアについては、当該通貨ペアの取引が開始された後、直ちに強制決済いたします。また、強制決済によって不足額が生じた場合は、当該不足額について速やかにご入金いただく必要があります。

③ 取引制限

証拠金不足が確定した以降、新規注文 (決済方法がオートネットティングの場合は、建玉の範囲内の反対売買以外の注文が対象となります。) を制限します。取引制限は、不足額以上の入金当社において確認 (17:00 までの入金処理に限る) できた時点で解除します。また、17:00 以後に不足額以上を入金した場合若しくは全ての保有建玉をお客様自らが決済 (強制決済、ロスカット含む) した場合は、翌取引日の値洗いにおいて解除します。

④ 祝前日等の取扱い

祝前日の取引において証拠金不足が発生した際の入金期限は、日本の銀行営業日まで繰延べられることから祝日の証拠金不足の入金期限と同一になる場合があります。その場合、証拠金不足の解消に必要な額は同一入金期限の最終取引日 (翌取引日が銀行営業日となる取引日) の不足額となります。従って、祝前日の取引における証拠金不足の発生の有無に拘らず同一入金期限の最終取引日において証拠金不足が発生していない場合は、不足金を入金する必要はありません。なお、祝前日の取引において証拠金不足が発生した場合、上記③に記載のとおり取引は制限されますのでご注意ください。

(2) 決済損等が証拠金預託額を上回った場合、不足額を速やかにご入金いただく必要があります。ご入金いただけない場合には、取引を制限させていただくか、お客様の口座における全ての建玉につき、お客様の計算において当社の任意で決済させていただくことがありますのでご注意ください。

8. ロスカット及びアラート

お客様の有効比率が所定の水準に達した場合、多額の損失の発生を未然に防ぐため、ロスカット及びアラートが設けられております。

ロスカット及びアラートの判定は、1分ごとに売呼び値（売気配値）と買呼び値（買気配値）の仲値により評価損益を計算し行っております。

(1) ロスカット

有効比率が基準値を下回ると、お客様の計算において当社の任意で、お客様の保有建玉を全て強制的に決済（ロスカット）いたします。また、ロスカットを行う際、取引時間外となっている通貨ペアについては、当該通貨ペアの取引が開始された後、直ちに決済いたします。なお、全ての建玉が決済されるまで注文の発注は行えません。

※ ロスカットの際も手数料が必要となります。

※両建てについても、全ての建玉がロスカットの対象となります。

(2) アラート

有効比率が基準値を下回ると、ご登録いただいている場合、メールアドレスにアラートメールを送信いたします。

(3) ロスカット基準値及びアラート基準値の設定

取引所為替証拠金取引におけるお客様が選択可能なロスカット基準値及びアラート基準値は次のとおりです。なお、取引コースを変更した場合も、変更前の設定値が引き継がれます。

① 個人のお客様

ロスカット 基準値	設定可能なアラート基準値							
	アラート 130%	アラート 150%	アラート 160%	アラート 170%	アラート 180%	アラート 200%	アラート 230%	アラート 250%
ロスカット 100%	○	● <small>(初期設定値)</small>	○	○	○	○	○	○
ロスカット 110%	○	○	○	○	○	○	○	○
ロスカット 120%	○	○	○	○	○	○	○	○
ロスカット 130%		○	○	○	○	○	○	○
ロスカット 140%		○	○	○	○	○	○	○
ロスカット 150%			○	○	○	○	○	○
ロスカット 180%						○	○	○
ロスカット 200%							○	○

② 法人のお客様

ロスカット基 準値	設定可能なアラート基準値							
	アラート 130%	アラート 150%	アラート 160%	アラート 170%	アラート 180%	アラート 200%	アラート 230%	アラート 250%
ロスカット 100%	○	● <small>(初期設定値)</small>	○	○	○	○	○	○
ロスカット 110%	○	○	○	○	○	○	○	○
ロスカット 120%	○	○	○	○	○	○	○	○
ロスカット 130%		○	○	○	○	○	○	○
ロスカット 140%		○	○	○	○	○	○	○

ロスカット 150%			○	○	○	○	○	○
ロスカット 180%						○	○	○
ロスカット 200%							○	○

9. スプレッド

マーケットメイカーが提示した買呼び値と売呼び値の差をいいます。

複数の大手プレーヤーがマーケットメイカーとして提示した価格から、お客様にとって有利な価格をそのまま提供しています。

※ スプレッドの幅は各マーケットメイカーのレート提示更新により頻繁に変動します。

10. スワップポイント

スワップポイントとは、異なる2種類の通貨の売買によって発生する、2通貨間の金利差調整のことをいい、ロールオーバーにより受渡日が繰延べられた場合に、組合せ通貨間の金利差をスワップポイントとしてお客様と受払いさせていただきます。また、売建玉と買建玉のスワップポイントは同額となります。なお、スワップポイントは東京金融取引所が毎日決定します。その際、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。

○スワップポイントの発生

反対売買をせずに決済日を日々繰り越す(ロールオーバー)たびに、スワップが発生します。

為替取引は通常、取引日の2営業日後に受渡しを行う取引となっており、スワップポイントについても受渡日ベースで日数計算され、決済の2営業日後に証拠金預託額に反映いたします。

●注意事項

クロスカレンシー取引の場合も、対円通貨ペアと同様、スワップポイントは受渡日ベースで日数計算され、決済の2営業日後に証拠金預託額にクロス通貨で反映されます。なお、建玉決済を行うまで、スワップポイントは、クロス通貨の対円の基準価格でリアルタイムに変動します。建玉決済した場合は、建玉決済日の値洗い後に清算価格が確定します。

・月曜日から火曜日にロールオーバーした場合

月曜日に新規建玉(「ポジション」ともいいます。)を行い、火曜日に決済をした場合、スワップポイントは月曜日から火曜日にポジションをロールオーバーすることによって発生します。月曜日の取引の受渡日は水曜日、火曜日の取引の受渡日は木曜日であることから、授受できるスワップポイントは水曜日から木曜日までの1日分となり、火曜日の決済の2営業日後、木曜日に証拠金預託額に反映されます。

・水曜日から木曜日にロールオーバーした場合

水曜日に新規建玉を行い、木曜日に決済をした場合、スワップポイントは水曜日から木曜日にポジションをロールオーバーすることによって発生します。水曜日の取引の受渡日は金曜日、木曜日の取引の受渡日は月曜日であることから、授受できるスワップポイントは金曜日から月曜日までの3日分となり、木曜日の決済の2営業日後、月曜日に証拠金預託額に反映されます。

11. 手数料

取引所為替証拠金取引に係る手数料は、「注意喚起文書 兼 取引所為替証拠金取引説明書 別紙3 委託手数料について」又は当社 Web サイトをご確認ください。

12. 取引の計算方法について

決済をされた時に①受渡代金がマイナスとなった場合、お客さまのお預り証拠金残高からお支払いいただくこととなります。

① 受渡代金 = ②為替差損益(円) - ③委託手数料(税込) + ④スワップ損益(円)

② 為替差損益(円) = (売約定価格 - 買約定価格) × 数量 × 取引単位 × 円換算値

③ 手数料の詳細は、「注意喚起文書 兼 取引所為替証拠金取引説明書 別紙3 委託手数料について」又は当社 Web サイトをご確認ください。

④ スワップポイントについての詳細は、東京金融取引 取引日・スワップポイントカレンダーをご参照ください。

13. 本書面の変更

本書面の内容は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更される場合があります。変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、その変更事項を、書面または個別に電子情報処理組織を使用する方法及び当社 Web サイト上の掲示による方法で通知いたします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとさせていただきます。